

○北信保健衛生施設組合議会及び監査委員の要求により出頭した者に対する実費弁償支給
条例

(平成 25 年 3 月 29 日 条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 1 項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第 115 条の 2 第 1 項の規定により公聴会に参加した者、同法第 115 条の 2 第 2 項の規定により出頭した参考人及び同法第 199 条第 8 項の規定により出頭した関係人には、この条例に定めるところにより実費弁償を支給する。

(実費弁償の額)

第 2 条 前条の実費弁償の額は次に規定するところによる。

- (1) 鉄道賃、船賃及び車賃の額は、北信保健衛生施設組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年北信保健衛生施設組合条例第 4 号）において例によることとされる中野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（平成 17 年中野市条例第 51 号）の例によるものとする。
- (2) 前号に規定するもの以外の実費弁償の額は、別表の定額による。

(支給方法)

第 3 条 前条に規定する実費弁償の支給方法については、北信保健衛生施設組合職員の旅費に関する条例（昭和 57 年北信保健衛生施設組合条例第 11 号）において例によることとされる中野市職員の旅費に関する条例（平成 17 年中野市条例第 56 号）の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)
2,200 円	9,800 円